

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けられ  
ます。この文書は、令和5年5月8日からの日進市小中学校における「新型コロナウイルス  
感染症への対応」についてお知らせするものです。これまで3年余りに及んだ感染症との  
戦いに一つの節目を迎えることとなります。この間、学校では様々な制約の中で、工夫を  
凝らしながら、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んできました。保護  
者の皆様におかれましては、多くのことでご理解とご協力を賜りました。あらためまして  
感謝申し上げます。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

令和5年5月2日

保護者の皆様

日進市教育委員会

5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日からの「新型コロナウイルス感染症への対応」については下記の  
とおりといたします。

## 記

### 1 児童生徒の健康状態の確認について

5月8日からは、これまでお願いしていた児童生徒の検温や健康観察の報告は求めません。

ただし、登校前に各ご家庭で児童生徒の健康状態の確認をお願いします。発熱や咽頭痛、  
咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養することが重要です。そ  
の際は、**欠席となります**。

### 2 出席停止について

5月8日からは、児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、  
次の期間で出席停止とします。

**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が  
軽快した日の翌日から数えてください。

※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合を言  
います。

※「学校保健安全法施行規則一部改正」の中では、「出席停止の解除後、発症から10日を経過す  
るまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること」となっています。

### 3 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日からは、濃厚接触者の特定は行われません。したがって、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症の感染が確定されていない限り、出席停止の対象にはなりません。

### 4 学校生活について

#### (1) 基本的な考え方

- ① 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑時の公共交通機関を利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。
- ② マスクの着脱については、児童生徒本人の意思を尊重し、学校や教職員が強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別や偏見等がないよう適切に指導していきます。  
※熱中症が心配されるようなときは、適切に指導していきます。
- ③ 換気の確保や手洗い等の手指衛生の指導については、引き続き行っていきます。
- ④ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うように指導していきます。引き続き、清潔なハンカチやティッシュを持たせてください。また、必要に応じてマスクを持たせてください。
- ⑤ 地域や学校において感染が流行している場合などには、感染リスクが比較的高い学習活動や一斉に大きな声で話す活動や合唱等は、一定の感染症対策を講じて行います。

#### (2) 学校行事の実施に当たって

- ① 儀式的行事（入学式や卒業式など）のほか、体育的行事（運動会や体育祭など）や文化的行事（学習発表会や合唱祭など）その他の学校行事への参加者・参観者に対して、マスクの着用及び検温や手指消毒を求めないことを基本とします。
- ② ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、一定の感染症対策を講じます。

#### (3) その他

「基礎疾患があり感染が不安」「重症化リスクの高い方や高齢者の方と同居している」などのご心配なことがあれば学校にご相談ください。